

ちば森づくりの会規則

CMR005	軽トラの私的使用	制 定：平成 20 年 7 月 26 日
--------	----------	----------------------

会員が私用で会の軽トラを使用した場合、次の金額を会に納入するものとする。

走行距離（km未満切捨ててkm単位とする）×20 円

（注）上記で会とは特定非営利活動法人ちば森づくりの会のことである。

以上